

狭

あい道路を広げませんか

ご存じですか？狭あい道路

道路の幅員が4m未満の道路を「狭あい道路」と呼びます。

狭あい道路に接して家屋等を建築する場合、道路中心線から2m後退して建築しなければなりません。

狭あい道路をそのままにしておくと次のような問題があります。

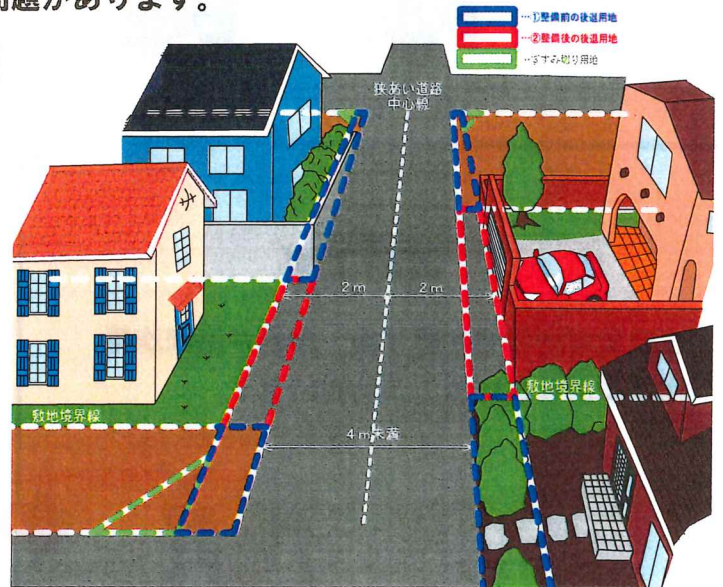
狭あい道路の問題

- 消防車、救急車などの走行の妨げ
- 除雪作業がうまくできない
- 歩行者、自転車との接触事故

などなど・・・



後退して家を建てたのに
いつ道路を広くして
くれるのかな～・・・



広げませんか？狭あい道路

後退した敷地を市に寄付していただければ、戸別に道路を広げます。

将来的に路線全体の幅員を4mに広げることを目指します。



歩きやすい道路
になったね♪



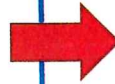
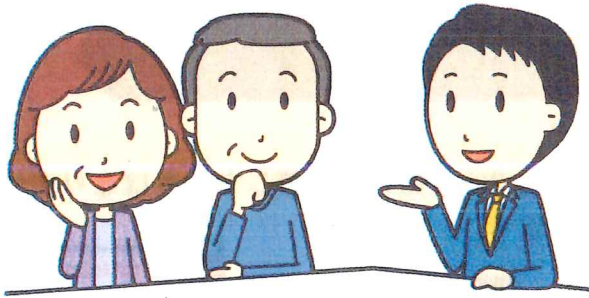
測量から道路工事まで市が行います！！

※生垣やブロック塀の撤去費用は、お客様負担となります。

道路を広げる工事を行うまでの流れ

① 相談

はじめに土木課までご相談ください。
道路の場所や構造物等を確認のうえ、問題
がなければ後退用地についての協議書をご
提出いただきます。



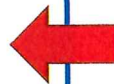
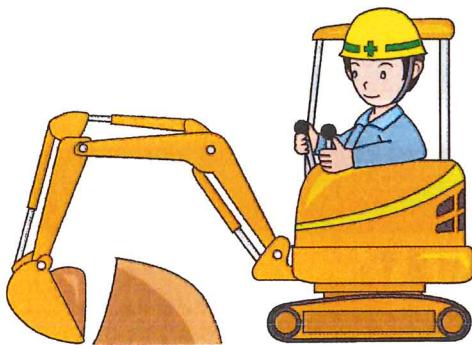
② 調査

道路を広げるための敷地を確定させるため、
市が測量等の調査を行います。
※現地にて立会をお願いします。



④ 道路工事

登記変更の手続き終了後、準備が出来次第、
市が道路を広げる工事を行います。



③ 書類の提出

測量結果をもとに、道路敷地の寄附及び登記変
更のための書類をご提出いただき、市が登記変
更の手続きを行います。



まずはご相談ください！！

お問い合わせ先



十和田市 建設部土木課

☎034-8615 十和田市西十二番町6番1号

TEL: 0176-51-6731

FAX: 0176-22-9599